

# 道路の使い方にはルールがあります!!

## ★道路占用許可 (道路法第32条)

看板や日除け(テント)・投光器(ライト)等を道路の上空に突き出して設置・使用することを「道路の占用」といい、その道路を管理している管理者(道路管理者)の「許可」が必要です。

## ★許可対象物件 (道路法第32条第1項第7号及び道路法施行令第7条第1項:看板や日除け・投光器の場合)

道路の区域以外にある工作物に支持されて道路に突き出す場合で、【歩道の場合、路面から物件の下側までの高さが2.5m以上あること】【道路の境界からはみだし幅が、1m未満であること】など一定の基準が有り、基準に適合する物件が許可の対象となります。詳しくは道路管理者までお問い合わせ下さい。

## ★許可の期間 (道路法第32条第1項第7号及び道路法施行令第7条第1項:看板や日除け・投光器の場合)

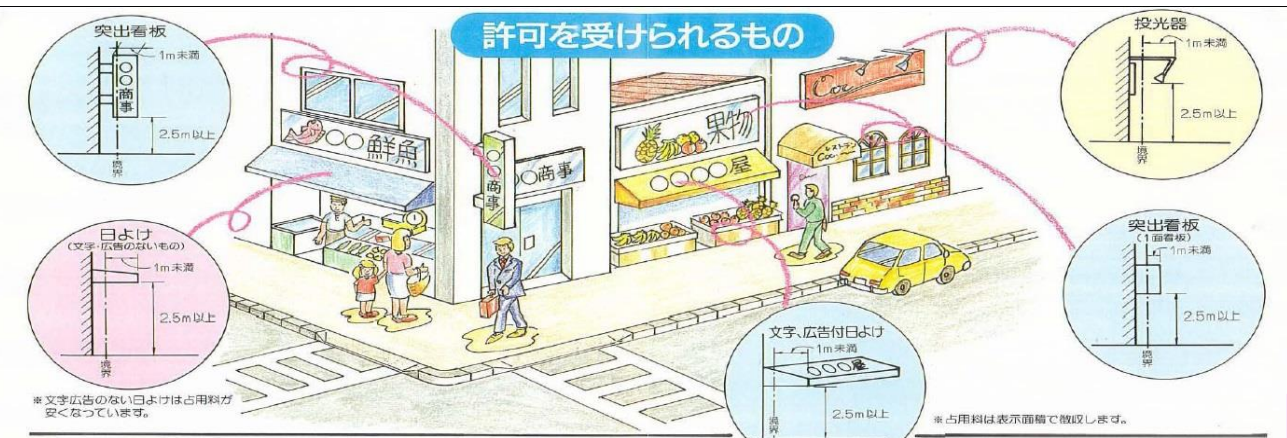
最長5年(許可期間満了毎に更新手続きが必要です。)

## ★占用料 (道路法第39条及び道路法施行令第19条、19条の2、19条の3)

道路を占用したときには、道路管理者に占用料を納めなくてはなりません。許可物件毎に占用料は定められています。

## ★占用物件の維持管理 (道路法第39条の8、第39条の9)

道路占用者は占用物件の維持管理義務があります。



## 許可をうけられないもの

●道路の路面に直接置くものは許可できません



※「道路の占用」には一定の基準があり、禁止物件や、基準に適合しない物件を道路に設置することはできません。  
(祭りの露店(商品台)・屋台等で許可になる場合もありますので、管轄の道路管理者にお問い合わせ下さい)

## ■道路法(昭和二十七年六月十日法律第八十号)抜粋 (道路法の占用の許可)

第三十二条  
道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。  
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに

類する工作物  
二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件  
三 鉄道、軌道その他これらに類する施設  
四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設  
五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設  
六 露店、商品置場その他これらに類する施設  
前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞の

ある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

■道路法施行令(昭和二十七年十二月四日政令第四百七十九号)抜粋 (道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等)

第七条  
法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。  
一 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ  
二 太陽光発電設備及び風力発電設備  
三 津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設  
四 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設  
五 土石、竹木、瓦その他の工事用材料  
六~十三 略

## 占用料の一例(年額)

	看板・文字広告付きの日除け(テント)		日除け(テント)	投光器	
	1面のみに表示のあるもの	2面以上に表示のあるもの	(文字・広告等の無いもの)	(ライト)	
	表示面積1㎡につき	表示面積1㎡につき	投影面積1㎡につき	1㎡につき	
第1級地	広島県 安芸郡府中町	25,000円	17,500円	3,100円	3,100円
第2級地	広島県 広島市、安芸郡海田町、安芸郡坂町	4,300円	3,010円	1,300円	1,300円
	岡山県 倉敷市、都窪郡早島町				
第3級地	広島県 呉市、尾道市、福山市、大竹市、廿日市市、安芸郡熊野町	1,900円	1,330円	910円	910円
	岡山県 岡山市、玉野市、浅口市、浅口郡里庄町				
	山口県 宇部市、防府市、下松市、光市、玖珂郡和木町				
	鳥取県 米子市、境港市、西伯郡日吉津村				
第4級地	広島県 竹原市、三原市、府中市、東広島市、江田島市	960円	672円	760円	760円
	岡山県 津山市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市など				
	山口県 下関市、山口市、岩国市、柳井市、周南市、山陽小野田市など				
	鳥取県 鳥取市、倉吉市、八頭郡智頭町、東伯郡湯梨浜町、東伯郡琴浦町、東伯郡北栄町				
島根県 松江市、出雲市、安来市					
第5級地	広島県 三次市、庄原市、安芸高田市、山県郡安芸太田町など	670円	469円	680円	540円
	岡山県 高梁市、新見市、真庭市、美作市、和気郡和気町など				
	山口県 萩市、長門市、美祿市、大島郡周防大島町、熊毛郡上関町など				
	鳥取県 岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、八頭郡八頭町、東伯郡三期町など				
島根県 浜田市、益田市、大田市、江津市、雲南市、仁多郡奥出雲町など					